



弁明の機会の付与通知書

熱土第 72-20 号  
平成 15 年 2 月 21 日

[Redacted]  
[Redacted]  
[Redacted] 様

静岡県知事 石川嘉延



次のとおり弁明の機会の付与を行いますので、行政手続法第 30 条の規定により通知します。

弁明の件名	平成 14 年 12 月 26 日付け熱土第 62-2 号で許可した開発行為に係る都市計画法第 81 条第 1 項に基づく措置命令
予定される不利益処分の内容 (講ずべき支障の除去等の措置の内容)	平成 14 年 12 月 26 日付け熱土第 62-2 号で許可した開発行為を直ちに停止すること。 土砂の流出の防止等の工事停止中の現場保全・安全対策のための措置の計画をたて、熱海土木事務所の承認を受けた上で当該措置を実施すること。
不利益処分の根拠となる法令の条項	都市計画法第 81 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 3 号
不利益処分の原因となる事実	① 都市計画法第 80 条第 1 項に基づき、許可の条件で整備することとされている工事の施工状況を示す資料の提出を求めたが、適切な資料の提出がなく、許可の条件に違反していると認められること。 ② ①のため、申請書及び設計図書並びに許可の条件に記載されたとおり施工されたことが確認できないこと。 ③ ①及び②から、工事施行者が、都市計画法第 33 条第 1 項第 13 号に規定する、開発行為に関する工事を完成するために必要な能力を欠くと認められるに至ったこと。 ④ 貴社は、熱海市伊豆山宇嶽ヶ [Redacted] の土地において、都市計画法第 29 条第 1 項に違反して開発行為を行い、都市計画法第 33 条第 1 項第 12 号に規定する、開発行為を行うために必要な信用を欠くと認められるに至ったこと。
弁明書の提出先	〒413-0016 熱海市水口町 13-15 熱海土木事務所 都市計画課
弁明書の提出期限	平成 15 年 2 月 27 日
口頭による弁明の機会の付与の有無	無
口頭による弁明の機会の付与の日時	無
口頭による弁明の機会の付与の場所	無

備考

- 提出期限までに弁明書が提出されない場合には、静岡県職関及び弁明の機会の付与に関する規則（平成 6 年規則第 71 号）第 21 条の規定に基づき手続を行うこともありますので、御承知おきください。
- 不利益処分の原因となる事実に対して、弁明すべき内容がある場合は、提出期限までに別添様式による弁明書を提出してください。